

公益財団法人全国高等学校体育連盟 倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）理事会の議決に基づき、本連盟が、高等学校生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図るという目的を達成していく全国組織として、その自覚と責任をもち、常に健全かつ公正な運営と発展に努め、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所 掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本連盟の役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本連盟の役・職員について、本連盟の関係規定の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委 員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、専務理事、本連盟理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2 委員は、委員長が本連盟理事又は学識経験者のうちから推挙するもの者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、議長は委員長が行う。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則 この規程は、平成27年5月19日から施行する。